

令和3年第3回農業委員会総会議事録

令和3年3月12日（金）第3回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員18人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志
2番	小田 正廣	3番	宮本 武博	4番	赤井 勝利
5番	小川 広文	6番	三上 雄二	7番	倉脇 敏弥
8番	井藤 孝久	9番	藤本 彰	10番	神山 順一
11番	宮脇 繁	12番	眞壁 勲二	13番	伊達 修史
14番	藤川 雅	15番	山田 條一	16番	大原 砂利
17番	奥津 忠和				

推進委員10人

1番	谷岡 收藏	2番	眞壁 正司	3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	妹尾 良和
7番	後藤 保夫	8番	信谷 昌吾	9番	逸見 則夫
10番	奥津 賢司				

欠席委員 なし

議事	議案第13号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第14号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第15号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第16号	農地法第5条の規定による許可取消について
	議案第17号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
	議案第18号	現況証明にかかる現況認定について

報告事項	農地改良届について
	農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について
	完了届について
	利用権設定中途解約について

協議事項
その他

事務局職員（書記）	事務局長	吉田 征弘
	次長	竹村 陽子
	主幹	高瀬 智裕

(開会時刻 午前9時30分)

高瀬主幹	おはようございます。只今から新見市農業委員会第3回総会を開催いたします。本日の出席は28名。では最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆さん、改めましておはようございます。3月になったのもうちよつと暖くなるかなと思いましたが如何せん朝は大霜で今もちよつとぱつとしない今日もまた雨が降るようなことを言っておりましたが今朝ちよつとぱらぱらしてました。暑さ寒さも彼岸までということわざもありますがまだまだ朝夕の気温差も大きく体に堪えます。年度末の3月、年度初めの4月と職務も多忙に皆さんこの農業委員会のこともありましようし色々ありましてご多忙と思いますが体調管理に十分留意されて頑張ってください。安心なことに花見をしなくていいだけちよつと暇になるかもしれません。さて先月も話しましたが意向状況調査で農業者の方からまた色々反応ありましたでしょうか。現在は半数ほど回答が返ってきてるようですが番地だけじゃどこがどこかがわからないという方も多いらしい。自分の住んでいる所と長屋くらいは番地がわかってもあそこの畑は何番地というのはあまり皆さんもご存知ない。利用状況調査を持っておられる方は問い合わせがありましたら親切にアドバイスをお願いしたいと思っております。また次回の総会までには市会議員の選挙がありますが皆さん投票にだけは行ってください。よろしく申し上げます。それでは本日もよろしく申し上げます。
高瀬主幹	ありがとうございました。続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は8番井藤委員に先導をお願いいたします。
井藤委員	「農業委員会憲章」の先導
高瀬主幹	ありがとうございました。それではこれからの進行は会長よろしく願いいたします。
会 長	それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をよろしく願いいたします。 それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、17番奥津委員、1番仲田代理をお願いいたします。 続きまして日程2「議事」に入ります。議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
吉田局長	それでは今回の議案についてでございますが第3条の申請が7件ござ

いました。まず第1番でございますが、現地確認を2月3日に行っております。場所は哲西町大竹、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転で、作物は野菜、作業従事者は2名でございます。売買価格は記載のとおりでございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号でございます。農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして、信託ではないので適用はございません。第4号、譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして、農作業に従事すると見込まれますので該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積0.1aを超えておりますので該当はございません。第6号、許可申請にかかる農地は貸人の所有農地であり、転貸には当たらないので該当はございません。第7号ですが空き家に付随した農地を売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上この所有権移転につきましては申請書類が揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また市外在住で今後耕作できないため、空き家に付随した農地を売買するものであり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

会 長 この件について関係地区委員の説明を求めます。

奥津(忠)委員 17番奥津でございます。確認日は3月4日、三上、奥津委員と私で確認いたしました。場所は前回の総会で出たんですが、180号東城との分かれ手前300mの所を左に曲がってまた300m行った所に大竹集会所がございましてそこから約200m行った所に1筆ともう100m行った所の右手の家の前にございました。以上です。

会 長 事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長 ご意見、ご質問ございませんので、議案第13号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長	<p>全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第13号2番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは続きまして2番でございます。確認を2月3日に行っております。場所は哲西町畑木、現況地目は田3筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は1名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが地元耕作者へ売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上この所有権移転につきましては申請書類が揃っており、引き続きすべての農地を利用すること、耕作に必要な機械を所有しており、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また今までこの土地を借り受け耕作していた地元耕作者へ売買するものであり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
奥津(忠)委員	<p>17番奥津でございます。確認日は3月4日、三上、奥津委員と私で確認いたしました。場所は哲西中学校から約200mの所を左側に踏切があるんですがそこを真っ直ぐ約300mほど行った所に四差路がございますしてそこを左に10mぐらい行った所に1筆、また四差路を真っ直ぐ行って縦貫道を潜ってすぐの左側の1枚目、2枚目に2筆ございました。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第13号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

会 長	全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第13号3番の議案について事務局の説明をお願いします。
吉田局長	<p>それでは続きまして3番でございます。現地確認を2月15日に行っております。場所は大佐小南、現況地目は田1筆、畑1筆の計2筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稲及び野菜、作業従事者は3名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが親から子へ贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上この所有権移転につきましては申請書類は揃っており、引き続きすべての農地を利用すること、耕作に必要な機械を所有しており、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また親から子へ贈与するものであり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
山田委員	<p>15番山田です。3月5日に宮本委員、後藤推進委員と確認しました。場所は大佐小南に山田方谷記念館があります。その左下に●●●ー●があります。それと山田方谷記念館の約100m行った所にお寺があります。その途中で●●●ー●があります。問題ないと思います。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第13号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第13号4番の議案について事務局の説明をお願いします。

吉田局長	<p>それでは続きまして4番でございます。現地確認を2月15日に行っております。場所は哲多町荻尾、現況地目は畑2筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は3名でございます。売買価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが地元耕作者へ売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上この所有権移転につきましては申請書類は揃っており、引き続きすべての農地を利用すること、耕作に必要な機械を所有しており、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また市外在住で高齢でもあり、耕作できないため地元耕作者へ売買するものであり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
井藤委員	<p>8番井藤です。3月7日、宮脇委員、小川委員、逸見委員、私の4名で確認しました。場所は県道50号北房井倉哲西線の荻尾公会堂の横の下、消防機庫の向かいを下った所にあります。子どもの家を建てるのに宅地を購入したところ周辺の畑も購入してほしいということで一式購入することになりました。●●●番のほうは柿の木が植わっておりきれいになっておりますが、●●●●番のほうは少しゴミがありました。当人さんより片付けて家庭菜園をするということです。地域の住人の方であり問題ないと思います。ご承認のほどよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第13号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第13号5番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>

吉田局長	<p>続きますして5番でございます。現地確認を3月3日に行っております。場所は正田、現況地目は畑2筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は4名でございます。売買価格は記載のとおりでございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積10aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが地元耕作者へ売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上この所有権移転につきましては申請書類は揃っており、引き続きすべての農地を利用すること、耕作に必要な機械を所有しており、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また市外在住で耕作できないため、地元耕作者へ売買するものであり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
伊達委員	<p>13番伊達です。確認を3月5日、逸見委員、三輪委員、私の3名で行いました。広瀬橋を500mほど行った所に三叉路がございますしてそれを直進100mほど行った所にまた十字路があります。十字路を左折、その角に市道を挟んで2枚ありました。よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第13号5番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第13号6番の議案について説明を事務局からお願いいたします。</p>
吉田局長	<p>それでは続きますして6番でございます。現地確認を3月3日に行っております。場所は坂本、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買</p>

による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は2名でございます。売買価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが地元耕作者へ売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上この所有権移転につきましては申請書類は揃っており、引き続きすべての農地を利用すること、耕作に必要な機械を所有しており、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また市外在住で耕作できないため、地元耕作者へ売買するものであり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

会 長 この件について関係地区委員の説明を求めます。

眞壁委員 12番眞壁です。3月3日に泉推進委員と調査しました。場所は坂本の若者生活センターという所の北側の休耕中の水田です。問題ないと思います。

会 長 事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長 ご意見、ご質問ございませんので、議案第13号6番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続きまして議案第13号7番の議案の説明を事務局からお願いします。

吉田局長 それでは続きまして7番でございます。確認を3月3日に行っております。場所は哲多町大野、現況地目は田3筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は3名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当は

ございません。第7号ですが親から子へ贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上この所有権移転につきましては申請書類は揃っており、引き続きすべての農地を利用すること、耕作に必要な機械を所有しており、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また親から子へ贈与するものであり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。

小川委員

3月7日に逸見委員、井藤委員、宮脇委員と私4人で確認をいたしました。場所は県道下神代哲多線441号線の風のゲートがある大野地区から田淵に抜ける市道を約2kmぐらい入った所です。●●地区の集会所の前ということですが田んぼを基盤整備がされておりました続きの2枚と道路脇の土地の3筆ということ。親から子への贈与ということで問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長

ご意見、ご質問ございませんので、議案第13号7番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続きまして、議案第14号農地法第4条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

吉田局長

それでは次に第4条の申請につきまして今回は1件申請がございました。それでは議案第14号の第1番でございます。確認を2月10日に行っております。場所は高尾、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は駐車場で、転用理由は申請地近くの申請人が所有するアパートの入居者用の駐車場が狭いため、入居者のために新たに申請地に駐車場を整備するものです。工事期間は許可日から6月30日までです。この申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地

	と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載の通りですべて自己資金でございます。以上です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
倉脇委員	7番倉脇です。3月8日に溝尾推進委員と確認しています。場所はコンビニエンスストアの裏手になります。問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
後藤委員	しょうもないことなんですがここは駐車場でしょう。(議案の)後をちょっと見たら露天駐車場。どっちが本当なの。
吉田局長	すみません、統一ができてなくて露天駐車場ということで統一させていただきたいと思います。
会 長	他にご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	他にご意見、ご質問ございませんので、議案第14号の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお面積が30a未満のため県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいでしょうか。 (はい)
会 長	それでは不要として許可を決定といたします。続きまして、議案第15号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

吉田局長	<p>それでは次に農地法第5条につきまして申請が3件ございました。1番について説明いたします。現地確認を3月3日に行っております。場所は石蟹、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は露天駐車場です。転用理由は、仕事用のトラック2台分の置き場が近くにないため整備するものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は許可日から4月30日までです。売買価格は記載のとおりです。この申請地は都市計画法に規定する用途地域内にある、第3種農地と考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載の通りで自己資金で、造成等譲受人が行うということでこのような金額になっております。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。</p>
伊達委員	<p>13番伊達です。3月5日に、逸見委員、三輪委員、私の3名で確認をいたしました。場所は●●●の前です。国道180号線を挟んで左側にありました。よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第15号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>賛成多数と認め、本案件は許可妥当とします。続いて議案第15号2番の議案について事務局の説明をお願いします。2番3番一緒をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは2番と3番を合わせて説明いたします。譲渡人は別ですが、譲受人が同じ法人ということでございます。現地確認を3月3日に行っております。場所は足見、2番は現況地目は田1筆、3番は田5筆の計6筆でございます。2番と3番はまとまった位置にあります。この農地の転用目的は鉱業保安用地です。転用理由は、採掘範囲拡大のため、申請地を鉱業保安用地として利用するものです。契約の種類は売買による所有権移転です。売買価格は記載のとおりです。この申請地は甲種農地、第1種農地及</p>

	<p>び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。</p>
神山委員	<p>10番神山です。3月9日に、藤本委員、藤川委員、妹尾委員と確認しております。場所なんですけど北房井倉哲西線を井倉のほうから草間台地へ上がってきて草間郵便局から北西へ約2kmぐらいの地点です。採掘範囲の拡大のための保安用地ということでやむを得ないと思います。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第15号2番と3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお面積が30a未満のため県農業会議への諮問は不要となりますが、諮問不要としてよろしいか。</p> <p>(はい)</p>
会 長	<p>それでは諮問不要とし許可を決定いたします。続きまして、議案第16号農地法第5条の規定による許可申請の取消について事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>このたび第5条で許可をしておりましたが許可取消の申請ということで3件の申請がございました。この案件につきましては、貸付人は3人で借受人は同じ法人ということで申請があり、令和元年8月9日付けで、コンビニエンスストアの貸店舗用地として、賃借権の設定による農地法第5条の農地転用許可をしております。このたび建設計画が中止になったということで、許可取消の申請がありました。場所は哲多町本郷です。現地の確認を3月3日に行っております。土地の造成等は行われておらず現況は</p>

	農地のままです。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。
宮脇委員	1 1 番宮脇です。1 番 2 番 3 番にさせていただきます。3 月 7 日に小川委員、井藤委員、逸見推進委員と私とで現地確認に向かいました。店舗用地として許可をされていましたが建設中止ということでございますが借受人の方とも私連絡をとって確認を試みましたが店舗といいますがコンビニエンスストアをするということでオーナーを探しておったけどなかなかオーナーが見つからないということで計画を断念したということでございました。影響は農地のままで今後も貸付人のほうは農地をしていくということでございました。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第 1 6 号 1 番から 3 番の許可取消を承認するという事に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、本案件は許可取消を承認します。続きまして、議案第 1 7 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	今回新規の貸付が 1 2 件出ております。借受人は農業従事者、農機具なども揃っており、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。1 番ですけれども、豊永赤馬、田 3 筆、1 0 年の使用貸借、2 番が豊永赤馬、田 5 筆、5 年の使用貸借、3 番、豊永赤馬、田 4 筆、5 年の使用貸借、4 番が西方、田 2 筆、5 年の使用貸借、5 番が西方、田 1 筆、5 年の使用貸借、6 番が西方、田 1 筆、5 年の使用貸借、7 番が大佐小阪部、田 1 筆、3 年の使用貸借、それから 8 番から 1 1 番ですが借受人が同じで同じ続いた畑なんですけれども哲多町矢戸、それぞれ畑 1 筆で、期間も同じく 4 年 9 ヶ月の貸借ということになっております。それから 1 2 番が哲西町上神代、田畑合わせて 4 筆、4 年の使用貸借となっております。なお 1 番から 6 番については農地中間管理事業によるものです。新

	規については以上です。
会 長	新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。1番から順次お願いします。
後藤委員	推進委員7番後藤です。1番2番は同じような場所なんで一緒に説明をさせてください。これは県道新見勝山線ずっと行くと交差点があります。それを右に通って行くと布瀬方面北房川上線に入るわけですがずっとそれを下って行くと●●●という集落があるんですが備北土地改良区ポンプ場がちょうどある辺と思ってください。その前にある農地です。以上です。
妹尾委員	推進委員6番妹尾です。現地確認を3月9日、藤本委員、藤川委員と3名で行いました。現地のほうは井倉から北房へ通じる県道50号線がありますがその途中、満奇洞があります。満奇洞から東へ1.5kmほど行きますと栩尾という集落がありましてその中央へ栩尾公会堂というのがあります。この公会堂手前に田が2枚、それから公会堂すぐ東側に田が2枚ありました。以上です。
溝尾委員	推進委員4番溝尾です。4、5、6と土地が続いておりますので一緒に説明させてください。場所は西方の県の工業団地の下に堤があるんですけどもその下の見晴らし台の山のほうに4枚続いてある田んぼですがここの土地は一昨年の水害によって土砂が流入したりそれから一番下の●●●●番地の田んぼの土手が30mにわたって高さ3mか4mあると思うんですけど横倒しになっておりまして耕作はもう無理じゃないかと思っておりまして今回この案件が出まして当事者にお聞きしましたら作る周辺が荒廃地になっておりましてもう誰も作ってくれないんだっから直すのをやめようかというふうを考えておられたようですけれどもこのたび耕作者の方が今回は担い手センターのほうに契約者が変わっておりましてそこが作ってくださるなら土手を直してお願いしたいという意向のもとに貸借契約が結ばれてまだ復旧してない状態ですがこれが契約されて本当に作るということになれば復旧作業に取り掛かりたいという意向でございました。ですから4番、5番、6番が4枚が続いてかなり広い土地ですけれどもこれから耕作地で復旧するといいなと思っております。以上です。
後藤委員	7番の所は3月5日に確認したんですが場所は新見勝山線沿いに葬儀場があります。その上手に●●●というのがあったんですがその真裏にある土地です。よろしくお願いします。

逸見委員	<p>8番、9番、10番、11番一括で申し上げます。現地確認を3月7日、井藤委員、宮脇委員、小川委員と私で行いました。場所は現在の●●●です。現地はもうすでにブドウが作られておる所でありまして農地に問題はありません。</p>
奥津(賢)委員	<p>推進委員10番奥津です。3月4日に私、奥津委員、三上委員3名で確認いたしました。これは新見から東城方面に向かう180号線を●●●より約300m東城寄りに行きその三叉路から右手に入って約200m、中国道の縦貫道を潜った辺りに川を挟んでありました。ちゃんと圃場整備されておりました。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。事務局、地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>新規についてご意見、ご質問ございませんので、議案第17号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして、再設定について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>再設定が19件出ております。いずれも今まで耕作されてきたものの継続ですので問題はないと考えます。再設定については以上です。</p>
会 長	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がございますか。</p> <p>(ありません)</p>
会 長	<p>再設定について補足説明ございませんようなので再設定についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、再設定について賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め再設定は決定といたします。続きまして、議案第18号現況証明にかかる現況認定について事務局の説明をお願いします。
吉田局長	それでは議案第18号現況証明にかかる現況認定につきまして申請が1件ございました。1番でございます。確認を3月3日に行っております。場所は哲西町上神代、台帳地目は田3筆です。現況地目は雑種地というものでございます。理由は昭和47年頃から資材置き場として利用されていたというもので、現在雑種地になっているというものでございます。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より説明をお願いします。
三上委員	6番三上です。確認日は3月4日、奥津忠和委員、奥津賢司委員、私3名で行いました。それから申請者の方と連絡を取りました。理由は昭和47年頃から資材置き場として利用されていたということですがこの方は建設業を営まれておりました正確に言うと無断転用になりますよということは申し上げておりました。そのことは薄々わかっておられたようですが時が経っておりますので現地へ行きましたところ場所は国道182号線JR市岡駅から1km行った所に消防機庫が右手にありますけどその左側にカーブしている所の右と左へ、左へ2筆、右へ1筆ありました。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第18号の認定に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、認定といたします。それではここで30分まで休憩といたします。
	～ 休憩 ～

会 長	それでは休憩終わりました再開いたします。続いて報告事項に入ります。農地改良の届について事務局の説明をお願いします。
吉田局長	それでは農地改良届につきまして、嵩上げの届出が1件ございました。第1番は確認を3月3日に行っております。場所は土橋、現況地目は畑1筆でございます。理由でございますが農作業の効率向上のため、農地の一部につきまして嵩上げを行うというものです。整備面積は記載のとおりで、許可日から3月31日までです。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
藤本委員	9番藤本です。確認を3月9日、神山委員、藤川委員、妹尾推進委員、私4人で確認しております。場所は唐松から豊永のほうへ抜けて行って土橋の中心部の●●●の右に草間のほうへ向かって約1kmほど行った所に美容院があります。そこを右に新谷立石線、市道、これを800mほど行きますと●●という地区があります。その部落の入りがけに携帯電話会社の鉄塔があります。そこの所を右に約30mほど行った所の左手です。現在本人と話をしたところ自分の土地だからいいんだろということでしたのをそれはいけないぞということで申請を出させました。現在途中投げのようにはしております。以上です。よろしくご検討のほどお願いします。
会 長	続きまして、農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について事務局の説明をお願いします。
吉田局長	それでは農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用につきまして、2件申請がございました。第1番は確認を2月10日に行っております。現況地目は田1筆でございます。場所は哲西町矢田、現況地目は田1筆でございます。転用目的は携帯電話無線基地局の新設で、転用理由は当該地域の携帯電話のサービスの向上というもので、契約の種類は賃借権の設定となっております。工事期間は2月22日から4月22日までとなっております。第2番は確認を2月15日に行っております。場所は足立で、現況地目は田1筆でございます。転用目的は同じく携帯電話無線基地局の新設で、当該地域の携帯電話のサービスの向上を図るというものです。契約の種類は賃借権の設定となっており、工事期間は3月1日から3月31日までとなっております。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。

三上委員	6番三上です。確認日は3月4日、奥津忠和委員、奥津賢司委員、私3名で行いました。場所は道の駅鯉ヶ窪の南西の角を、道の駅の敷地外ですがけれども国道182号線●●●さん、最近新しい社屋を建てられ移られたそこの所を右へ入って100mほど行った道沿いの右手のちょうどこの申請者の水田に入るのに支障のない場所でした。以上です。
仲田代理	確認日は2月12日、農業委員会のもとに大原委員、信谷委員と現地のほう確認していました。杭が一本打ってあったけなんですけど全然支障のない所で問題ないと思います。以上です。
会 長	ありがとうございました。続きまして完了届について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	完了届が8件出ております。1番が草間地内、農地法施行規則第53条による携帯電話無線基地局への転用で令和2年9月30日完了となっております。2番が上熊谷地内、同じく農地法施行規則第53条の携帯電話の無線基地局で11月30日完了となっております。3番が上市地内、農地法第4条と5条で宅地への転用で令和3年2月3日完了となっております。4番が西方地内、農地法施行規則第53条、携帯電話無線基地局への転用で令和2年11月30日完了となっております。5番が千屋実地内、農地法第53条による進入路及び農業用倉庫への転用で令和2年10月28日完了。6番が大佐小阪部地内、農地法第4条、墓地参道への転用で令和3年2月3日完了。7番が哲多町成松地内、農地法第5条、農業用機械等置場への転用で令和3年2月10日完了。8番が哲西町八鳥地内、農地法第5条、倉庫及び資材置場への転用で令和3年1月29日完了となっております。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。1番から順次。
神山委員	10番神山です。3月9日確認しております。鉄塔ができておりました。
赤井委員	4番赤井です。3月1日に確認に行きました。きれいにできておりました。
眞壁委員	12番眞壁です。この用地は国道180号線のすぐそばで毎日見て通ってますので今朝も見てきましたので。すでに建物もできあがっております。もうすべてが完了してあります。以上です。

倉脇委員	7番倉脇です。3月8日に確認しております。できてました。
小田委員	2番小田です。2月28日確認しております。できてました。
宮本委員	3月5日に山田委員と確認しました。
宮脇委員	11番宮脇です。3月7日、小川委員、井藤委員、逸見委員と共に確認をしました。畑を埋めあげて整地されており土留めもきちんとされており転用目的どおりできていました。以上です。
奥津(忠)委員	17番奥津です。3月4日、三上、奥津委員と私で確認いたしました。
会 長	ありがとうございました。続いて利用権設定中途解約について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	利用権設定の中途解約が4件出ております。1番が新見地内、田3筆、イノシシの被害によるためということです。2番が大佐小阪部地内、田1筆、水路が壊れて水がいなくなったためということです。3番が大佐永富地内、田2筆、売買のため。4番が哲西町畑木地内、田3筆、これも売買のためということです。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
溝尾委員	4番溝尾です。これは昨年新規の契約が出たところなんですが場所は水舟の高い所の家がありますけどそのちょっと下がった所に去年新しく申請が出たこの3筆があります。耕作者のほうに確認したところ真ん中の田んぼを除いて上も下もイノシシにやられ土地の所有者の方が草を刈るからいいよということで解約に至ったということを知っております。3月9日に担当者に確認しております。
後藤委員	推進委員7番後藤です。場所は県道新見勝山線、●●●があるんですがそれを左手に大佐山方面に行くと大佐神社があります。その下にある土地でもう水路が壊れてどうにもならないということで解約です。それから3番はこの貸付人は●●●がある●集落内の出身者なんですが場所は大佐中学校から300mほど行った所でその中にある土地なんですがその中の人へ売買ということでまた新たに申請書が出ると思いますのでよろしくをお願いします。
奥津(賢)委員	推進委員10番奥津です。本日の議案13号第3条で報告されました奥

	津忠和委員の方から説明があった案件です。よろしくお願いします。
会 長	ありがとうございました。続きまして日程3協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。
竹村次長	事務局から1件、前回仲田代理からご質問があった空き家バンクのその後の調査についてということですがけれども都市整備課のほうで担当しておりまして空き家の調査を平成28年に行っておりましてその空き家についての状態を登録しているそうです。市としての対応は個人の持ち物であるため崩れそうな所で苦情があった所については所有者を特定して通知を送る。解体費用上限50万円の補助が出ますのでその旨を含んだ内容で通知をするそうです。以上です。
会 長	他にございませんか。
事務局	(ありません。)
会 長	それでは続いてその他ですが事務局からお願いします。
高瀬主幹	次回の総会ですが4月16日(金)いつもの時間の午前9時半から、南庁舎今度は1階です。1Cで開催いたします。また5月は14日(金)午前9時半からを予定しておりますがいかがでしょうか。
会 長	他に皆さんからご意見、ご質問はございませんでしょうか。 (意見、質問なし)
仲田代理	ないようでしたら仲田代理が閉会の挨拶をします。 (閉会挨拶)
	(閉会時刻 午前 10 時 50 分)